

## ドライクリーニング ソルベント

(DRY CLEANING SOLVENT)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、ドライクリーニング用及び航空機部品等の洗浄用に用いるドライクリーニングソルベントについて規定する。

## 1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	用途
1種	6850-009-6204-5	ドライクリーニング用
2種	6850-403-1955-5	航空機部品等の洗浄用

注記1 1種は、J I S K 2201に規定する工業ガソリン5号(クリーニングソルベント)である。  
注記2 2種は、米国軍仕様書 M I L - P R F - 6 8 0 DEGREASING SOLVENTに準拠したものである。

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 ドライクリーニングソルベント 1種

## 1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 引用文書

## 1) 規格

J I S K 2201 工業ガソリン

J I S K 2249 原油及び石油製品-密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

J I S K 2251 原油及び石油製品-試料採取方法

J I S K 2252 石油製品-反応試験方法

J I S K 2254 石油製品-蒸留試験方法

J I S K 2265-1 引火点の求め方-第1部:タグ密閉法

J I S K 2276 石油製品-航空燃料油試験方法

J I S K 2513 石油製品-銅板腐食試験方法

J I S K 2580 石油製品-色試験方法

J I S P 3801 ろ紙(化学分析用)

N D S Z 0001 包装の総則

## 2) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

## 3) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2

K 5403D

b) 関連文書

M I L - P R F - 6 8 0 DEGREASING SOLVENT

## 2 製品に関する要求

### 2.1 認定

この仕様書で調達される製品のうち、1種については、工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示<sup>1)</sup>の許可を受けたものでなければならない。

注<sup>1)</sup> J I S K 2 2 0 1の5号に該当するものであることの表示

### 2.2 品質

品質は、ドライクリーニング用及び航空機部品等の洗浄用として適当な精製鉱油であって、透明で不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まず、付表1による試験方法で試験したとき、付表1の規定に適合しなければならない。

## 3 品質保証

### 3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表1によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

### 3.2 試料採取方法

検査のための試料採取方法は、J I S K 2 2 5 1による。

## 4 出荷条件

### 4.1 容器

容器は、D S P Z 1 0 0 2に規定するドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は D S P Z 1 0 0 2に規定する塗料、塗色とする。

### 4.2 表示

表示は、N D S Z 0 0 0 1による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。

付表1—品質

項 目	規 定		試 験 方 法	
	1 種	2 種		
外観	透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないこと。		a)	
蒸留性 状	初留点 °C	150 以上		J I S K 2 2 5 4による。
	50%留出温度 °C	180 以下	177 以下	
	終点 °C	210 以下		
	残油量 %	—	1.5 以下	
色	—	21 以上	J I S K 2 5 8 0のセーボルト色試験方法による。	
臭気	正常であること。		b)	
引火点 °C	38 以上		J I S K 2 2 6 5-1による。	
銅板腐食 <sup>c)</sup>	1以下		J I S K 2 5 1 3による。	
反応	中性		J I S K 2 2 5 2による。	
ドクター試験	—	陰性	J I S K 2 2 7 6による。	
硫酸吸収量 %	—	5 以下	附属書Aによる。	
密度 (15°C) g/cm <sup>3</sup>	報告		J I S K 2 2 4 9による。	
<p>注 a) 透過光で観察し、透明であるかどうか及び不溶解の水、沈殿物、浮遊物の有無を調べる。</p> <p>b) J I S P 3 8 0 1に規定する1~4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙のにおいを調べる。においに異状がないとき、“正常である。”とする。</p> <p>c) 試験温度は、1種50°C、2種100°Cとし、試験時間はいずれも3時間とする。</p>				

防衛省仕様書改正票

**ドライクリーニング ソルベント**

(DRY CLEANING SOLVENT)

D S P  
K 5403D(1)  
制定 昭和47. 4. 13  
改正 平成23. 3. 25

この改正票は、DSP K 5403D(ドライクリーニング ソルベント)についてのものであり、  
DSP K 5403Dと併用される。

1.2 表1 中 注記2を次のように改める。

注記2 2種は、MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENTに規定するTYPE IIに準拠したものである。

1.4 a) 2) 中 DSP Z 1002 鋼製ドラム, 200Lの次に“MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENT”を追加する。

1.4 b) を削除する。

付表1を次のように改める。

付表1－品質

項目	規定		試験方法
	1種	2種	
外観	透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないこと。		a)
蒸留性 状	初留点      ℃	150以上	J I S K 2 2 5 4による。
	50 %留出温度   ℃	180以下	
	終点          ℃	210以下	
	残油量       %	0. 01以下	
色	——	25以上	J I S K 2 5 8 0のセーボルト色 試験方法による。
臭気	正常であること。		b)
引火点          ℃	38以上	61～92	J I S K 2 2 6 5－1による。
銅板腐食 <sup>c)</sup>	1以下		J I S K 2 5 1 3による。
反応	中性		J I S K 2 2 5 2による。
ドクター試験	——	陰性	J I S K 2 2 7 6による。
密度(15℃)      g/cm <sup>3</sup>	報告	0. 754～0. 820	J I S K 2 2 4 9による。
<p>注 a) 透過光で観察し、透明であるかどうか並びに不溶解の水、沈殿物及び浮遊物の有無を調べる。</p> <p>b) J I S P 3 8 0 1に規定する1種～4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙のにおいを調べる。においに異状がない場合、“正常である。”とする。</p> <p>c) 試験温度は、1種50℃、2種100℃とし、試験時間はいずれも3時間とする。</p>			

附属書Aを削除する。

防衛省仕様書改正票

D S P  
K 5403D(2)

ドライクリーニング ソルベント

制定 昭和47.4.13

改正 平成25.3.26

(DRY CLEANING SOLVENT)

この改正票は、DSP K 5403D(ドライクリーニング ソルベント)についてのものであり、DSP K 5403D(1)を含め累積記載されている。この改正票はDSP K 5403Dと併用される。

1.2 表1 中 注記2を次のように改める。

注記2 2種は、MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENTに規定するTYPE IIに準拠したものである。

1.4 a) 1) 規格 中

“JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法

JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法

JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4 a) 2) 仕様書 中 DSP Z 1002 鋼製ドラム, 200Lの次に“MIL-PRF-680 DEGREASING SOLVENT”を追加する。

1.4 b) を削除する。

附表1を次のように改める。

附表1－品質

項目	規定		試験方法	
	1種	2種		
外観	透明な液体で、不溶解の水、沈殿物及び浮遊物を含まないものとする。		a)	
蒸留性 状	初留点 °C	150以上	177以上	JIS K 2254による。
	50 %留出温度 °C	180以下	——	
	終点 °C	210以下	212以下	
	残油量 %	——	1以下	
色	——	25以上	JIS K 2580のセーボルト色試験方法による。	
臭気	正常であるものとする。		b)	
引火点 °C	38以上	61～92	JIS K 2265-1による。	
銅板腐食 <sup>c)</sup>	1以下		JIS K 2513による。	

2.

K 5403D (2)

付表 1 - 品質 (続き)

項目	規定		試験方法
	1種	2種	
反応	中性		J I S K 2 2 5 2による。
ドクター試験	——	陰性	J I S K 2 2 7 6による。
密度(15 °C)      g/cm <sup>3</sup>	報告	0.754~0.820	J I S K 2 2 4 9-1, J I S K 2 2 4 9-2, J I S K 2 2 4 9-3 又は J I S K 2 2 4 9-4による。
<p>注 a) 透過光で観察し、透明であるかどうか並びに不溶解の水、沈殿物及び浮遊物の有無を調べる。</p> <p>b) J I S P 3 8 0 1に規定する1種~4種のろ紙に少量の試料を滴下し、室温で蒸発させた後、ろ紙のにおいを調べる。においに異常がない場合、“正常である。”とする。</p> <p>c) 試験温度は、1種50 °C、2種100 °Cとし、試験時間はいずれも3時間とする。</p>			

附属書 A を削除する。

## 附属書 A (規定) 硫酸吸収量試験方法

### A.1 装置

#### a) 改良形バブコックびん

付図 A. 1 に示すとおり形状で、ガラス玉形の栓が付いたものとする。目盛は 0 から 100 までで最小目盛は 2 とし、10 ごとに長い線で区切りをつける。目盛部分のしめる容積は  $10 \pm 0.1$  mL とする。

#### b) 50 mL メスシリンダ

#### c) 10 mL ピペット

### A.2 試薬

試薬として用いる硫酸は、試薬級濃硫酸(比重 1.84)をうすめ、滴定によって測定したとき、 $(93 \pm 0.3)\%$ (質量)の濃度になるよう調整する。

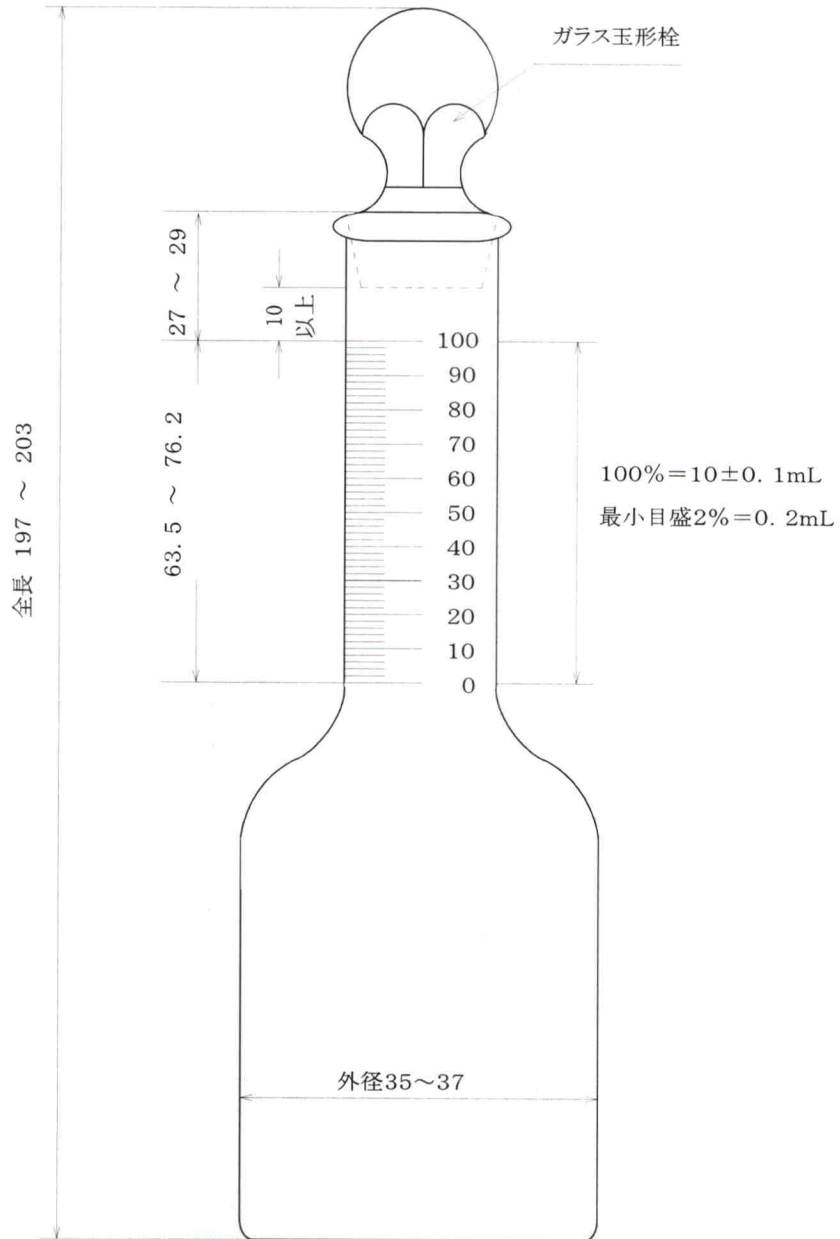
### A.3 操作

$20 \pm 1^\circ\text{C}$  に保った試料 10 mL をピペットで取り、清浄なバブコックびんに移して 5 分間氷水浴中で冷却する。あらかじめ氷水浴中で冷却した硫酸 20 mL を、飛散しないようガラス棒を用いて、びんの内壁につたわせ注ぎ入れる。びんはひきつづき 10 分間氷水浴中に浸して冷却する。この間、びん中の試料表面は水面より低く保つ。10 分後、びんを氷水中から取り出し、あらかじめ硫酸でしめらせたガラス栓をはめて、 $60 \pm 5$  秒間はげしく振った後、硫酸を静かに追加して試料表面が目盛の上端近くまで来るようにする。それを遠心分離器にかけるか、又は 12 時間以上静置して液相を分離した後、 $20 \pm 1^\circ\text{C}$  に保った水浴中に浸し、 $20^\circ\text{C}$  にした硫酸を追加して、液上面を目盛の最上端に合わせる。2 相の境界面の目盛を読み、硫酸吸収量%とする。

6.

K 5403D

単位 mm



図番

付図A. 1

名称

改良型パブコックびん

尺度

—

防

衛

省

調達要求番号： 5SNS1AG0014

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	9150-007-5837-5	仕 様 書 番 号
グリース，極圧	WQ-K120030	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 3年11月16日
	変 更	年 月 日
作成部隊等名	九 州 補 給 処	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の機械等における高負荷部の潤滑に使用するグリース，極圧（以下，“製品”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

#### 安全データシート（以下，“SDS”という。）

化学物質など取扱いに配慮を要する物質を含む製品について、労働安全衛生法第57条の2及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条に基づき、危険有害性などの、使用者が安全に使用できるようにするために必要な情報が記載された文書をいう。

なお、様式等細部は、JIS Z 7253による。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS K 2220	グリース
JIS Z 7253	GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）
NDS Z 0001	包装の総則
NDS Z 8011	角形銘板

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### c) 法令等

消防法（昭和23年 法律第186号）

労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年 法律第86号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

製品は、国内の消防法及び労働安全衛生法に基づき取扱い及び貯蔵をされたものとし、元封で、努めて新しいものとする。

### 2.2 品質

品質は、JIS K 2220の高荷重用グリース1種1号に適合するものとする。

### 2.3 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、図1による。ただし、製造年月に代えて出荷検査日を記載できるものとし、その場合、製造年月と表示せず出荷検査日と表示するものとする。

なお、使用方法、取扱い及び保管上の注意事項は日本語表記で記載するものとし、国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記するものとする。

陸上自衛隊 <sup>a)</sup>	
品名	グリース, 極圧
物品番号	9150-007-5837-5
内容量	2.5 kg
製造年月又は出荷検査日 <sup>b)</sup>	
納入年月	年 月
ロット番号	
納入者又は製造者 <sup>c)</sup>	

注<sup>a)</sup> 機関名及びGLT-CG-Z000001の図2fに示す物品管理区分標識を記載する。

注<sup>b)</sup> 製造年月又は出荷検査日を記載する。

例1 製造年月 2021年09月

注<sup>c)</sup> 納入者名又は製造者名を記載する。

例2 製造者 ○○化学工業(株)

図1-製品の表示

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 容器

容器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、2.5 kg入り缶とし、外面塗装は商慣習とする。また、さびなどの製品に影響を与える有害な欠点がないものとする。

### 4.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.3 外装の表示

外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、NDS Z 0001によるものとし、次の項目は明記する。

- a) 機関名及びGLT-CG-Z000001の図2fによる物品管理区分標識
- b) 調達要求番号
- c) 品名（製品の呼び方）
- d) 物品番号
- e) 数量
- f) 製造年月又は出荷検査日
- g) 納入年月
- h) ロット番号（付与されている場合）
- i) 契約の相手方の名称又はその略号

### 4.4 納入単位

納入単位は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、缶（CN）とする。

## 5 その他の指示

### 5.1 承認審査

入札を希望する者は、入札に先立ち、GLT-CG-Z000001の箇条6に基づき、2.1についての承認用図面等（品質保証書又は試験成績書等）を契約担当官等に提出し、承認を得るものとする。

ただし、GLT-CG-Z000001の6.6によって、提出を省略することができる。

### 5.2 納入書類

#### 5.2.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、日本語表記版のSDSを1部とする。

なお、SDSは作成日又は改定日を明記した最新版のものとし、製品が国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記する。

#### 5.2.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納入に先立ち、日本語表記版のSDS1部を九州補給処装備計画部需品課へ提出する。

なお、SDSは作成日又は改定日を明記した最新版のものとし、製品が国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記する。

### 5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要求番号： 5SNSIAG0014

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
		WQ-K120016	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 2年 6月 3日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	九 州 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用するマシン油について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

#### 安全データシート（以下，“SDS”という。）

労働安全衛生法及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡または、提供する際に対象化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書であり、細部は、JIS Z 7253による。

#### 1.2.2

#### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、**箇条3**の内容に合致しているか確認できる製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

#### 1.2.3

#### 試験成績書

製品の試験結果を証明するもので、製品名、**箇条3**の内容に合致しているか確認できる製品の試験結果、製造ロット、製造年月日などが記載され、試験結果を保証できる責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 種類

種類は、**表1**による。

表1-種類

種類	物品番号	用途	規格
VG10	9150-010-6302-5	主として小型電機など高速低荷重用の小型機械用	J I S K 2 2 3 8 に よる。
VG22	9150-003-8256-5		
VG32	9150-003-8252-5	主として大型電動機, 発電機, 送風機など高速回転電気機械用	
VG46	9150-003-8253-5	主として石油発動機, 小型焼玉機関, 空気圧縮機蒸気機関, 真空ポンプなどの外部潤滑, 各種工作機械プレスなど一般機械及び車軸	
VG68	9150-021-4043-5		

#### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は, 仕様書の名称及び表1の種類による。

例 マシン油, VG10

#### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は, この仕様書に規定する範囲内において, この仕様書の一部を成すものであり, 入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

J I S K 2 2 3 8

マシン油

J I S Z 7 2 5 3

GHSに基づく科学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

##### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### c) 法令等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成11年7月13日法律第86号)

## 2 一般的要求事項

この仕様書に規定していない事項は, 製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 製品に関する要求

製品は, J I S K 2 2 3 8 に適合するものとする。

## 4 品質保証

監督及び検査は, 契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は, 調達要領指定書によって示す場合を除き, 商慣習による。

## 5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次の内容を明記するものとする。

- a) 物品番号
- b) 品名（製品の呼び方）
- c) 数量
- d) 製造年月  
例 2000年00月
- e) 納入年月  
例 2000年00月
- f) 契約の相手方の名称又は略号  
例 00株式会社

## 5.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量（L）とし、1缶あたりの内容量は、20 Lとする。

## 6 その他の指示

### 6.1 納入書類

#### 6.1.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって示す場合を除き、表2による。

表2－添付書類・提出書類

項目	数量	注記
SDS	1	JIS Z 7253による。
品質証明書又は試験成績書	1	契約の相手方の様式による。

#### 6.1.2 提出書類

契約の相手方は、契約締結後速やかに表2に示す提出書類を、九州補給処装備計画部需品課<sup>a)</sup>に提出するものとする。ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略することができるものとする。

注<sup>a)</sup> 〒842-0032

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1 陸上自衛隊

九州補給処 装備計画部 需品課

TEL 0952-52-2161（内2449）

### 6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要求番号： 5SNSIAG0014

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	9150-286-8413-5	仕 様 書 番 号
航空用グリース，G354	WQ-K120031	
	作 成	令和 6年11月14日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	九 州 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の保有する航空機EC225-LPなどに使用する市販品のグリースについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

安全データシート（以下、“SDS”という。）

化学物質など取扱いに配慮を要する物質を含む製品について、労働安全衛生法第57条の2及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条に基づき、危険有害性などの、使用者が安全に使用できるようにするために必要な情報が記載された文書をいう。

なお、様式等細部は、JIS Z 7253による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS Z 7253	GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル， 作業場内の表示及び安全データシート（SDS）
NDS Z 0001	包装の法則
NDS Z 8011	角形銘板

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### c) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

危険物の規則に関する政令（昭和34年政令第306号）

## 2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 製品に関する要求

### 3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、表1による。

表1-品名カタログ製品名

品名	カタログ製品名
グリース	shell Aeroshell Grease 7

### 3.2 その他の品質的事項

このグリースは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者の工場で封入した製品で努めて新しいものとする。また、“危険物の規制に関する政令第4章第24条”の基準によって貯蔵及び取扱いされた、納期日以降18か月以上の品質保証期間<sup>1)</sup>をもつ製品とする。

注<sup>1)</sup> 品質保証期間（シェルフライフ）とは、未開封・屋内保管の状態において製造年月又は製造者が実施した出荷検査年月から起算して品質を保証する期間をいう。

## 4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 容器

容器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、3kg入り缶とし、外面塗装は商慣習による。また、容器は、さびなどの製品に影響を与える有害な欠点がないものとする。

### 5.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 5.3 容器・外装の表示

表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、NDS Z 0001によるほか、図1及び図2による。ただし、製造年月にかえて出荷検査日を記載できるものとする。その場合、製造年月と表示せず出荷検査日と表示するものとする。

なお、記載されている使用方法並びに取扱い及び保管上の注意事項は日本語表記とし、国内の“消防法”及び“労働安全衛生法”に該当する場合は、その旨を明記するものとする。

### 5.4 納入単位

納入単位は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、個（EA）とする。

品名 航空用グリース, G 3 5 4  
 物品番号 9150-286-8413-5  
 数量<sup>a)</sup>  
 内容量<sup>b)</sup>  
 製造年月又は出荷検査日<sup>c)</sup>  
 使用期限  
 納入年月  
 LOT No.  
 製造者名又は納入者名<sup>d)</sup>

注<sup>a)</sup> 数量を記入する。

例 数量 1EA

注<sup>b)</sup> 製品の内容量を記入する。

例 内容量 3KG


注<sup>c)</sup> 製造年月又は出荷検査日を記入する。

例 製造年月 2000年00月

注<sup>d)</sup> 製造者名又は納入者名を記入する。

例 納入者 00株式会社

図1-容器



品名 航空用グリース, G 3 5 4  
 物品番号 9150-286-8413-5  
 数量<sup>a)</sup>  
 製造年月又は出荷検査日<sup>b)</sup>  
 使用期限  
 納入年月  
 LOT No.  
 製造者名又は納入者名<sup>c)</sup>

注<sup>a)</sup> 数量を記入する。

例 数量 1EA

注<sup>b)</sup> 製造年月又は出荷検査日を記入する。

例 出荷検査日 2000年00月

注<sup>c)</sup> 製造者名又は納入者名を記入する。

例 納入者 00株式会社

図2-外装

## 6 その他の指示

### 6.1 納入書類

納入書類は、表2によるものとし、契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期までに各1部を提出するものとする。

なお、国内の“消防法”及び“労働安全衛生法”に該当する場合は、その旨を明記するものとする。

表2-納入書類

名称		提出先	注記
SDS	日本語版	九州補給処 鳥栖燃料支処	作成日又は改定日を明記した最新版のものとする。
	英語版		
品質保証書			製品名、製造社名、製品の規格、製造ロット、製造年月日又は出荷検査日などが記載し、製造責任者のサイン又は印を入れる。 なお、当該書類が日本語表記でない場合は、納入者の印の入った日本語訳を添付するものとする。

## 6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要求番号：5SNSIAG0014

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	6850-006-2489-5	仕 様 書 番 号
測深剤，揮発油用	WQ-K100021E	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成22年 1月22日
	変 更	令和 元年10月 4日
	作成部隊等名	九 州 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する揮発油用の測深剤について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

#### 安全データシート（以下，“SDS”という。）

労働安全衛生法及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき，有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡または，提供する際に対象化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書であり，細部は，JIS Z 7253による。

#### 1.2.2

#### 品質証明書

製品の品質を証明するもので，製品名，**箇条2**の内容に合致しているか確認できる製品の規格，製造ロット，製造年月日などが記載され，品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

#### 1.2.3

#### 試験成績書

製品の試験結果を証明するもので，製品名，**箇条2**の内容に合致しているか確認できる製品の試験結果，製造ロット，製造年月日などが記載され，試験結果を保証できる責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS K 2251

原油及び石油製品－試料採取方法

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

2 製品に関する要求

2.1 品質

製品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、油槽内の揮発油、その他低沸点油計測に使用する揮発油測深剤で、グリセリンと添加剤からなる、のり状の均質な混合剤とし、細部は表1による。

表1-品質

項目	規定
変色保持時間	1分以上
変色に要する時間	5秒以内
水面表示線の精度	1 mm以内
溶解性	検尺するのに必要な時間内にほとんど溶解しないこと。
塗布性	容易なこと。

注記 試料の採取方法は、JIS K 2251による。

2.2 容器

容器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、チューブとし、チューブの形状及び材質は製造者の規定する仕様及び社内規格による。

2.3 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、容器に品名、内容量、製造年月日、ロット番号、製造者名及び労働安全衛生法による表示を明記するものとする。

なお、労働安全衛生法による表示は、商慣習によるものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

a) 品名

b) 物品番号

c) 数量

- d) 製造年月日又は出荷検査日
- e) 納入年月日  
例 2000年00月
- f) 契約の相手方の名称又は製造者名  
例1 製造者 ○○株式会社  
例2 納入者 △△株式会社

5 その他の指示

5.1 納入書類

5.1.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって示す場合を除き、表2による。

表2-添付書類・提出書類

項目	数量	注記
SDS	1	JIS Z 7253による。
品質証明書又は試験成績書	1	契約の相手方の様式による。

5.1.2 提出書類

契約の相手方は、契約締結後速やかに表2に示す提出書類を、九州補給処装備計画部需品課<sup>a)</sup>に提出するものとする。ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略することができるものとする。

注<sup>a)</sup> 〒842-0032

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1 陸上自衛隊

九州補給処 装備計画部 需品課

TEL 0952-52-2161 (内2449)

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要求番号： 5SNSIAG0015

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
		WQ-K100024D	
		防衛大臣承認	年 月 日
フタル酸樹脂エナメル (つや有)		作 成	平成24年11月14日
		変 更	令和 元年10月 4日
		作成部隊等名	九 州 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用するフタル酸樹脂エナメルについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

#### 安全データシート (以下, “SDS” という。)

労働安全衛生法及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡または、提供する際に対象化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書であり、細部は、JIS Z 7253による。

#### 1.2.2

#### 品質証明書

製品の品質を証明するもので、製品名、**箇条2**の内容に合致しているか確認できる製品の規格、製造ロット、製造年月日などが記載され、品質証明責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

#### 1.2.3

#### 試験成績書

製品の試験結果を証明するもので、製品名、**箇条2**の内容に合致しているか確認できる製品の試験結果、製造ロット、製造年月日などが記載され、試験結果を保証できる責任者のサイン又は印が入ったものをいう。

### 1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類			納入単位 (L)	物品番号
色番号	色名	基準値		
1104	赤(1)	5R4/13	4	8010-161-7325-5
1307	山吹色(2)	2.5Y8/12		8010-161-7326-5
1412	黄みの緑(2)	10GY4/8		8010-161-7327-5
1801	白(1)	N9.5		8010-161-7323-5
1812	黒(2)	N1.5		8010-161-7324-5

**注記** 色番号, 色名, 及び基準値は, NDS Z 8201による。

### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の色番号, 色名による。

例 フタル酸樹脂エナメル(つや有), 1104, 赤(1)

### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS K 5572

フタル酸樹脂エナメル

JIS Z 7253

GHSに基づく科学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

JIS Z 8721

色の表示方法—三属性による表示

NDS Z 8011

角形銘板

NDS Z 8201

標準色

#### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### c) 法令等

消防法(昭和23年法律第186号)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)

## 2 製品に関する要求

### 2.1 品質

品質は、屋外での使用が可能なJIS K 5572適合製品とする。

### 2.2 色

色は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1を基準とし、つや有とする。

## 2.3 容器

容器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、運搬用つる及び押しぶた付きの金属板製4 L丸缶とする。

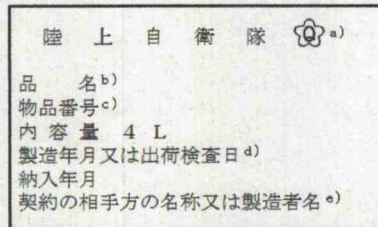
## 2.4 内容量

1缶あたりの内容量は、23℃において4 Lとする。

## 2.5 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**図1**による。

なお、消防法及び労働安全衛生法による表示は、商慣習によるものとする。



**注記** 用字及び書体は、NDS Z 8011による。

**注 a)** GLT-CG-Z000001の**図2f**で規定する物品管理区分標識を記載する。

**注 b)** 品名（製品の呼び方）を記載する。

**例** フタル酸樹脂エナメル（つや有），1104，赤（1）

**注 c)** 物品番号を記入する。

**注 d)** 製造年月又は出荷検査日を記載する。

**注 e)** 契約の相手方の名称又は製造者名を記載する。

**例1** 製造者 ○○株式会社

**例2** 納入者 △△株式会社

**図1—製品の表示**

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって示す場合を除き、4個（縦2個×横2個）毎に梱包し、封かんするものとする。また、端数が生じる場合は、それに準ずるものとする。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 品名
- b) 物品番号
- c) 数量
- d) 製造年月日又は出荷検査日
- e) 納入年月日

**例** 2000年00月

f) 契約の相手方の名称又は製造者名

例1 製造者 ○○株式会社

例2 納入者 △△株式会社

## 5 その他の指示

### 5.1 納入書類

#### 5.1.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって示す場合を除き、表2による。

表2-添付書類・提出書類

項目	数量	注記
SDS	1	JIS Z 7253による。
品質証明書又は試験成績書	1	契約の相手方の様式による。

#### 5.1.2 提出書類

契約の相手方は、契約締結後速やかに表2に示す提出書類を、九州補給処装備計画部需品課<sup>a)</sup>に提出するものとする。ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略することができるものとする。

注<sup>a)</sup> 〒842-0032

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1 陸上自衛隊

九州補給処 装備計画部 需品課

TEL 0952-52-2161 (内2449)

#### 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。